

第4回再就職等監視委員会 議事要旨

1. 日 時：平成24年5月24日（木）13：30～15：40
2. 場 所：大手町合同庁舎3号館9階 再就職等監視委員会 委員会室
3. 出席者：羽柴委員長、伊東委員、篠原委員、番委員、笠委員
相澤監察官、梅津監察官、片岡監察官、清水監察官
吉住事務局長、古田参事官
4. 議事等
 - (1) 任命された再就職等監察官4名（非常勤）が委員に紹介された。
 - (2) 再就職等監察官への権限の委任についての説明・質疑が行われた。
 - (3) 再就職等規制等に関する周知についての説明・質疑が行われた。
 - (4) これまでに新聞等で報道された再就職事案についての説明が行われた。
 - (5) 第3回再就職等監視委員会の議事録が確認された。
5. 委員指摘事項等
 - 再就職等監察官への権限委任（例外承認関係）について
 - ・ 以下のような議論があり、本件については継続して検討することとなった。
 - ・ 例外承認申請の件数が未定の現段階で、監察官への委任を決める必要性は低いのではないか。
 - ・ 委任範囲について、委員会がきちんと見る範囲を精査すべきではないか。
 - 再就職等規制等に関する周知について
 - ・ 民間企業への再就職等規制の周知については、東京の大企業ばかりでなく、地方の企業や中小企業への周知も含めて広範に行うべき。
 - その他
 - ・ 公表されている再就職情報のチェックのあり方について、以下のような議論があった。
 - ・ 例えば公募を経て再就職した場合に公募過程が適正だったかどうかを精査することも必要になるかもしれないが、困難を伴うだろう。
 - ・ 求職活動は退職する数年前から行うのが普通なので、退職時に就いていたポストだけでなく、それ以前のポストもチェックすべきではないか。
 - ・ 今後の議事要旨の取扱いをめぐって以下のような議論があった。
 - ・ 今後、仮に規制違反の疑いに係る情報を検討する場合は、国民に対する説明責任の観点や長期的に規制違反行為を抑止していく観点から、可能な限り明記すべきではないか。
 - ・ 当委員会の扱う事例は刑事事件に準ずるもので、議事要旨の記述については慎重に検討すべき。
 - ・ 個別事案の検討状況を明記しないのであれば、調査結果が出るまでは議事要旨で一切言及しない旨を予め明らかにした方が良いのではないか。
 - ・ 議事要旨は作成した方が良いが、委員会業務に支障が生じないようにするためには、委員会で議論された内容を網羅的に書くことは難しいのではないか。
6. 次回予定
次回会議は、平成24年6月14日（木）13：30に開催することとなった。

(注)本議事要旨の内容については、今後変更の可能性があります。